

## 退職後に暫定再任用を希望されるみなさんへ（令和８年度暫定再任用）

### 1 暫定再任用対象者

- (1) 令和６年度末定年退職者
- (2) 令和４年度末定年退職者
- (3) 令和３年度末定年退職者
- (4) 定年退職日前に退職した者のうち、次に掲げる者（採用しようとする職に係る定年に達した者に限ります。）
  - ア ２５年以上勤続して退職した者であって当該退職の日の翌日から起算して５年を経過する日までの間にある者
  - イ アに該当する者として再任用をされたことがある者（アに掲げる者を除きます。）
- (5) 勤務延長後に退職した者

○ (1)～(5)のいずれかの条件を満たし、現在市町立または県立の学校に勤務のない方で１年間継続して勤務することができる方は、山口県公立学校教職員暫定再任用選考審査に申し込むことができます。

現在学校で勤務中の方または再任用中の方は勤務校の校長にお問い合わせください。

### 2 既退職者の暫定再任用の対象及び申込み期限（令和８年度暫定再任用）

| 生年月日                | 申込期限         |
|---------------------|--------------|
| 昭和３６年４月２日～昭和３９年４月１日 | 令和７年１２月３日（水） |

暫定再任用選考審査の申込に必要な書類（「令和８年度山口県公立学校教職員暫定再任用志願書」）は、下記まで請求してください。なお、郵送で請求する場合は、封筒の表面に「暫定再任用選考審査申込書請求」と朱書し、返信用封筒（長形３号（長さ 23.5cm × 幅 12cm）の封筒に 110 円分の切手を貼り、宛先を明記）を必ず同封の上、請求してください。

なお、選考は退職前の勤務実績等に基づいて行います。また、退職後の生活状況、健康状態等を把握するため、個別に面談を行います。

### 3 書類の請求先・提出先・問い合わせ先

#### ①市町立学校での退職者

〒７５３－８５０１ 山口市滝町１番１号  
山口県教育庁義務教育課地域支援・人事班 ０８３－９３３－４６００

#### ②県立学校での退職者

〒７５３－８５０１ 山口市滝町１番１号  
山口県教育庁教職員課人事班 ０８３－９３３－４６２４